

議案第84号 説明資料

幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正概要

公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用ビラ及びポスターの公費負担の限度額について、最近における物価変動等を踏まえ改正するもの

(1) 選挙運動用ビラの作成の公費負担額（第8条）

現行

公費負担の対象	単価の上限 (①)	枚数の上限 (②)
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の額)	7円73銭	町議会議員選挙 1,600枚／町長選挙 5,000枚

改正後

公費負担の対象	単価の上限 (①)	枚数の上限 (②)
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の額)	8円38銭	町議会議員選挙 1,600枚／町長選挙 5,000枚

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額（第11条）

現行

公費負担の対象	単価の上限 (①)	枚数の上限 (②)
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の額)	$\frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$	ポスター掲示場の数 × 1.2

改正後

公費負担の対象	単価の上限 (①)	枚数の上限 (②)
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の額)	$\frac{586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$	ポスター掲示場の数 × 1.2

※本町のポスター掲示場の法定設置数は、89 か所。同条件で単価の上限は 4,141 円、枚数の上限は 106 枚となる。

幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (令和3年3月19日 条例第9号)</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>第9条及び第10条 略</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成</p>	<p>○幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (令和3年3月19日 条例第9号)</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>第9条及び第10条 略</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>第12条 略</p>	<p>枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>第12条 略</p>